

副本

令和3年(行ウ)第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件

原告 〇〇〇〇ほか2名

被告 国

準備書面(2)

令和4年2月28日

東京地方裁判所民事第2部Af係 御中

被告指定代理人

笠	間	那	未	果
河	合	陽	介	〇
神	永		嘸	〇
竹	澤	重	幸	〇
谷	口	真	央	〇
上	田	基	仙	〇
井	本	成	昭	〇
劔	持	智	洋	〇
川	村	亮	太	〇
榎		孝	謙	〇
入	澤		優	〇
穴	吹		暁	〇
川	田	一	夫	〇
山	本	浩	光	〇
岩	佐	景	郎	〇
駒	田	直	之	〇

大	宮	貴	司
平	塚	直	樹
上	野	格	嗣
豊	川	嘉	範
藤	元	結	子
杉	原		淳
池	田	誠	也
柳	沼		宏
東		雄	郎
高	橋	悠	一
陣	内		凱
佐	藤	知	恵
富	安	赴	翔
東	江	智	欣
渡	邊		之
岩	松		潤
西	川	宜	宏
渡	邊	和	敬
武	智		翼



被告は、本準備書面において、令和4年1月7付け原告準備書面(5)の「第一 『請求の趣旨』第一項、第二項及び第七項の変更について」により追加的に変更された請求の趣旨(原告準備書面(5)・1、2、30及び31ページ)に対する答弁をするとともに(後記第1)、追加された「請求の趣旨」第1項の予備的請求(以下「請求の趣旨第1項(予備的請求)」という。)及び同第2項の予備的請求(以下「請求の趣旨第2項(予備的請求2)」という。)(同・1及び2ページ)に係る各訴えがいずれも不適法であって却下されるべきであることについて述べ(後記第2及び第3)、請求の趣旨第12項の請求(同・17及び18ページ)に理由がなく、棄却されるべきであること(後記第4)について述べる。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 原告準備書面(5)の「第一 『請求の趣旨』第一項、第二項及び第七項の変更について」(1ないし3ページ)による変更後の請求の趣旨に対する答弁

原告らは、請求の趣旨第2項に係る訴えについて、原告準備書面(5)の第一の一の2(2及び3ページ)において、「(3) 『請求の趣旨』第二項の2の予備的請求を追加について」と題した上で、「ア 請求の趣旨第二項の1は、主位的には義務付け訴訟であり、予備的には実質的当事者訴訟である。」、「イ そして、同2において、さらなる予備的請求として、実質的当事者訴訟としての確認請求を追加するものである。」としている。かかる記載からは、原告らが請求の趣旨第2項に係る訴えについて、訴状(69及び70ページ)記載の主位的請求及び予備的請求(以下「請求の趣旨第2項(予備的請求1)」という。)を維持したまま、更に予備的請求として「実質的当事者としての確認請求」(請求の趣旨第2項(予備的請求2))を追加する趣旨であると解される。他方、原告らは、原告準備書面(5)の第一の一の「1 追加的予備的変更後の表示」(1及び2ページ)及び「(変更訂正後の『請求の趣旨』の表示)」(30及び31ページ)において、請求の趣旨第2項の主位的請求のほか、請求の趣旨第2項(予備的請

求1)を記載せず、請求の趣旨第2項(予備的請求2)しか記載していない。かかる記載からは、原告らが請求の趣旨第2項(予備的請求1)を同(予備的請求2)に変更する趣旨であるとも読み取れ、結局、原告らが請求の趣旨第2項について、何を予備的請求としているのか判然としない。

しかし、以下では、原告らが原告準備書面(5)の「第一 『請求の趣旨』第一項、第二項及び第七項の変更について」により、請求の趣旨第2項(予備的請求1)を維持したまま、請求の趣旨第2項(予備的請求2)を追加したものと一応解した上で、以下のとおり答弁する。

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項ないし第11項に係る部分をいずれも却下する
 - 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する
 - 3 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、上記第2項につき、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付す場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
- と
- を求める。

第2 請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えが不適法であること

1 請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えの概要

原告準備書面(5)(1及び2ページ)によれば、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、行訴法4条後段の実質的当事者訴訟であり、本件政令(新型コロナウイルス感染症を感染症法6条8項所定の「指定感染症」として定めることとした指定感染症政令)が無効であることの確認を求める公法上の法律関係に

関する確認の訴えとのことである。

2 請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法であること

前記1のとおり、原告らは、本件政令が無効であることの確認を求めている。

しかしながら、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、本件政令の制定によって「国民の権利を侵害する結果となり、①感染者、②無症状感染者、③非感染者の区別が恣意的となる。そして、これに対する医療措置に不平等、不公正を生じさせることになり、告知と聴聞の権利を認めずに医療措置を実質的に強制されることになるので、これらは、国民に適正手続を保障した憲法第13条、第14条及び第31条に違反する。(中略)また、これによつて実質的に強制された医療措置によつて、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民に保障する憲法第25条にも違反する。」、本件政令は「国民が健康を守り生活活動を維持するための基本的人権を侵害するものである」、「また、原告ら国民は、感染症指定処分の取消処分がなされない限り、原告らが武漢ウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、経済活動を含むすべての社会生活を著しく制約されて重大な損害を生ずるおそれがある」などと主張するものである(訴状・63及び68ページ)。これを本件政令制定行為を取り消すことの義務付けの訴えとするのではなく、本件政令が無効であることの確認の訴えとして構成したとしても、請求の趣旨第1項(主位的請求)に係る訴えにつき被告準備書面(1)(11ページ)で述べたと同様、裁判所に対し、上記の国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものでないことには変わりはなく、結局、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、抽象的に指定感染症政令が違法かどうかの判断を求めることに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」の要件(1)のうち①の要素を欠くものである。

そして、上記のような客観訴訟(いわば国民訴訟)は、裁判所法3条1項の規

定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないものであるところ、このような訴えを許容する法律の定めはないから、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、不適法である。

3 請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠き、不適法であること

前記のとおり、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えが裁判所法3条1項の「法律上の訴訟」に当たらないとの点をおくとしても、同訴えは、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠き、不適法である。

被告準備書面(1)(28及び29ページ)で述べたとおり、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえない訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものに対する訴えとして不適法であるとされている。

これを本件についてみるに、前記2のとおり、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般的抽象的に指定感染症政令の違法無効の確認を求めるものである。したがって、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものであり、不適法である。

4 結論

以上のとおり、請求の趣旨第1項(予備的請求)に係る訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない不適法な訴えであり、また、確認の訴えの対象となるべき適格を欠く不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

第3 請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えが不適法であること

1 請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えの概要

原告準備書面(5)(2及び3ページ)によれば、請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、行訴法4条後段の実質的当事者訴訟であり、厚生労働大臣が、感染症法44条の2第1項に基づき、原告らの主張する「武漢ウイルス感染症」を感染症法6条7項3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した行為(原告主張の指定行為)が存在するとした上で(訴状・69ページ)、上記指定行為が無効であることの確認を求める公法上の法律関係に関する確認の訴えとのことである。

2 請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法であること

しかし、請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、被告準備書面(1)(15、16及び19ページ)において請求の趣旨第2項(主位的請求)及び同(予備的請求1)に係る訴えについて述べたのと同様、結局、裁判所に対して抽象的に原告主張の指定行為が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」の要件(1)のうち①の要素を欠くというべきである。そして、上記のような客観訴訟(いわば国民訴訟)は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないものであるところ、このような訴えを許容する法律の定めはないから、請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、不適法である。

3 請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠き、不適法であること

前記のとおり、請求の趣旨第2項(予備的請求)に係る訴えが裁判所法3条1項の「法律上の訴訟」に当たらないとの点をおくとしても、同訴えは、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適

格を欠き、不適法である。

被告準備書面(1)(28及び29ページ)で述べたとおり、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえない訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものに対する訴えとして不適法であるとされている。

これを本件についてみるに、前記2のとおり、請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般的抽象的に指定行為の違法無効の確認を求めるものである。したがって、請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものであり、不適法である。

4 結論

以上のとおり、請求の趣旨第2項(予備的請求2)に係る訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない不適法な訴えであり、また、確認の訴えの対象となるべき適格を欠く不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

第4 請求の趣旨第12項の請求には理由がないこと

1 原告らの主張の概要

原告らは、請求の趣旨第12項の請求の前提となる「公務員の法的義務違反」の内容について、「被告の機関である国会及び内閣の連携と共謀によつて、それぞれに属する公務員の共同により、請求の趣旨第一項ないし第十一項にかかる一体的処分(傍点は引用者)とその結果は、いづれも違法な職務執行行為によつてなされた国家賠償法及び民法上の共同不法行為」であり、「これら一連の行為に関与した公務員の特定と各人のそれぞれの職務行為の特定については、必ずしも定かではないが、当時の国会、内閣、菅義偉内閣総理大臣、加藤勝信

内閣官房長官、厚生労働省、田村憲久厚生労働大臣、西村康稔新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、河野太郎新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣などを首謀者として、これを補助した数多く公務員が存在するのである。」として、最高裁判所昭和57年4月1日第一小法廷判決(民集36巻4号519ページ。以下「最高裁昭和57年判決」という。)の判示したところが、原告らの主張にも適用されるとする(原告準備書面(5)・17及び18ページ)。

2 原告らの主張に理由がないこと

(1) 最高裁昭和57年判決について

最高裁昭和57年判決は、税務署職員(原告・被控訴人・被上告人)が、国家公務員の定期健康診断で胸部エックス線撮影を受けた際には何らの異常も指摘されず、また、健康保持上の指示等も受けなかったので、従前どおり職務に従事していたところ、翌年、肺結核であることが判明し、長期療養を余儀なくされたが、これは、定期健康診断の際、エックス線写真フィルムの読影を担当した医師がフィルムの読影を誤り、若しくは読影の結果の報告を怠ったか、右報告を受けた税務署長がこれに基づく被上告人の健康保持のための措置を怠ったか、又は右両者の間で右報告を伝達した職員に誤りがあったかのいずれかであると主張し、国(被告・控訴人・上告人)に対して国賠法1条及び予備的に民法715条に基づき損害賠償を求めた事案において、加害公務員及び加害行為の特定が不要となる要件として、①公務員による一連の職務上の行為の過程において被害を生ぜしめたこと、②一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生ずることはなかったであろうことが認められること、③加害行為がどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在すること、④一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたる場合に限られること、の四つの判断基準を示したものである(三橋良

士明・別冊ジュリスト182号・473ページ参照)。同判決は、公務員による公権力の行使が、必ずしも個々の公務員の行為として現れるとは限られず、合議体による決定として、組織的決定あるいは集团的活動として行われるといった執行上の特性を考慮したものと解されている(前掲・別冊ジュリスト182号・472及び473ページ参照)。

ただし、加害行為の特定の要件が緩和される場合があるとしても、無限定に緩和されるものでないことは当然であり、同判決の調査官解説(加茂紀久男・最高裁判所判例解説民事篇昭和57年度317ページ)において、「加害行為については、損害賠償請求の根幹となる事項であるから、原則としてこれを特定しなければならないことは当然であろう。前記各最高裁判決(引用者注：最高裁昭和32年5月10日第三小法廷判決(民集11巻5号715ページ)、最高裁昭和39年7月28日第三小法廷判決(民集18巻6号1241ページ)を指す。)も、加害行為の核心的部分であるとはいえ、社会的事実としては殆ど一個の行為に近いものの中でどの点に過失を認めるかという極めて限局された問題として、かつ、行為の内容を不特定のままにしておくのではなく、いくつかの具体的な行為態様についての択一的な認定の形において行為の不特定を許容したものであることに注意する必要がある。」(前記加茂・最高裁判所判例解説民事篇昭和57年度329ページ)とされていることに留意が必要である。最高裁昭和57年判決も、加害行為とされたものは、上記のとおり国家公務員法の規定に基づき税務署長が保健所に囑託して行った税務署職員の定期健康診断に関する一連の行為であって、社会的事実としては一個の行為に近いものであり、行為の内容についても複数の具体的な行為態様についての択一的な認定の形において行為の不特定を許容したと言い得る事例であった。

- (2) 原告らの「公務員の法的義務違反」に係る主張は、最高裁昭和57年判決が示した要件を満たさない不十分な主張であって、主張自体失当であること

これを本件についてみるに、原告らが「一体的処分」とするものは、「国がこれまで武漢ウイルス対策として、これまで行ってきた不可分一体的な総合政策としての法令の制定、感染症対策の推進、特例承認、損失補償契約の締結、PCR検査の使用、ワクチン・パスポート等の発行による差別政策、マスク着用の実質的な強制、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年制令(ママ)第122号)第5条の5及び同第12条の各第3号並びに同第5条の5及び同第12条の各第7号によつて原告らを含む国民全員に医学的検査によらずに施設への『入場の禁止』を実施してゐること」(原告準備書面(5)・6及び7ページ)であり、新型コロナウイルス感染症に関係するという点で共通項は認められるとしても、その行為の主体、態様、根拠規定といった点において異なり、これらが合議体による決定や組織的決定、あるいは集团的活動などとして、一連の職務上の行為と評価し得るものでないことは自明であり、最高裁昭和57年判決が示した加害行為の態様及び加害公務員の特定が不必要となる要件を明らかに満たしていない。

そして、被告準備書面(1)(41及び42ページ)で述べたとおり、原告らは、依然として、違法な職務違反行為の存在について不十分な主張しかしておらず、また、国民としての一般的な立場を主張するにすぎず、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な権利や法的利益の侵害があった旨を何ら主張していないのである。

以上によれば、原告らの「公務員の法的義務違反」に係る主張は、最高裁昭和57年判決が示した要件を満たさない不十分な主張であつて、主張自体失当である。

3. 結論

以上のとおり、原告らの請求の趣旨第12項の請求には理由がないことは明らかである。

第5 結語

よって、原告準備書面(5)により追加された請求の趣旨第1項(予備的請求)及び同第2項(予備的請求2)に係る各訴えは、いずれも不適法であるから速やかに却下されるべきであり、また、請求の趣旨第12項の請求は理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以 上